

爽秋の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年10月から、当事務所に榊山彩子弁護士が加入いたしました。榊山弁護士のご挨拶と自己紹介は下記のとおりです。弁護士の立場から国民生活センターの業務運営に携わってきた消費者コンプライアンスのプロフェッショナルとして、クライアントの皆様のお力になれるものと確信しております。

今後も事務所の人的・物的体制を拡充するとともに、クライアントの皆様のリスクマネジメント業務を”proactive”に支援して参る所存ですので、どうぞよろしく願い申し上げます。

弁護士 竹内 朗

弁護士 大野 徹也

弁護士 渡邊 宙志

---

爽秋の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私こと、本年10月よりプロアクト法律事務所にて執務することとなりました。私は、2011年から現在に至るまで、独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会(以下「ADR」)事務局において、専門職委嘱職員として、職員に対する法的アドバイス、消費者関連法に関する職員研修、各地方自治体における消費生活専門相談員や行政職員に対する研修などを担当し、消費者行政におけるコンプライアンス体制構築に携わって参りました。また、ADR独自の業務におきましては、年間150件を超える消費者・事業者間の通信、金融・保険、建築、製品事故、美容医療などの多岐にわたる個別紛争解決に携わって参りました。消費者庁とともに消費者行政の主軸となる組織において、上記のような貴重な経験を積んでまいりました。

プロアクト法律事務所では、これまでの経験を活かし、クライアントの皆様が消費者に対して商品・サービスを提供される際にコンプライアンスの観点から助言するほか、消費者との間に生じる紛争の未然防止と早期解決に助力するなど、クライアントの皆様のビジネス推進とリスクマネジメントに貢献する”proactive”なサービス提供に努めてまいります。

これまでの間にお寄せいただいたご厚意に深く感謝するとともに、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

弁護士 榊山 彩子

as@proactlaw.jp

2015年10月吉日

プロアクト法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-12-13 大手町建物神谷町ビル7階

TEL : 03-5733-0133 FAX : 03-5733-0132 URL : <http://proactlaw.jp>